

青森市子ども総合プランの一部改定について

一部改定の経緯及び主な内容

一部改定の経緯

「青森市子ども総合プラン」は計画期間を平成28年度から令和2年度までの5年間としており、令和3年3月で計画期間満了を迎える。
本プランは、旧総合計画後期基本計画を上位計画として策定したが、平成31年2月に策定した青森市総合計画前期基本計画（計画期間は令和元年度から令和5年度までの5年間）に掲げた「基本方向」及び「主な取組」と整合性が図られていることから、青森市総合計画前期基本計画の計画期間と終期を合わせるとともに、一部文言や目標とする指標の目標値等の修正・追記を行うものである。

一部改定の主な内容

- ・青森市総合計画前期基本計画の終期と合わせ計画期間を令和5年度まで延長
- ・統計数値等の時点修正（人口、人口構成、出生数など）
- ・青森市総合計画体系図に合わせた相関図の修正
- ・令和元年6月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正に伴い、計画の策定が努力義務とされた「市町村における子どもの貧困対策についての計画（市町村子どもの貧困対策推進計画）」を本プランと一体的に策定
- ・目標とする指標の目標値の修正

第1部 総論

1 プラン策定の趣旨

「青森市子ども総合計画—子どもプラン—後期計画」の計画期間終了に加え、急速に進行する少子化をはじめ、家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応した次世代育成支援対策を総合的かつ継続的に推進するため、「青森市子ども総合プラン」を平成28年3月に策定した。

2 プランの位置付け

- ・青森市総合計画前期基本計画の個別計画
- ・次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」

3 プランの期間

平成28年度から令和5年度まで（8年間）

4 プランの対象

青森市内に居住する子ども（概ね18歳未満）とその子育て家庭はもちろん、市民、地域で活動する事業者など、すべての個人、団体を対象とする。

5 プランの推進

本プランの推進に当たっては、指標の達成度などを通じ、「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」において評価・検証を行うとともに、「青森市子どもの権利条例」に基づき、「青森市子ども会議」の意見を尊重しながら各施策を展開していく。

第2部 各論

第1章 子どもの権利が保障される環境づくり

- 1 子どもの権利を大切にする意識の向上
- 2 子どもの意見表明・参加の促進
- 3 権利侵害からの救済

主な目標とする指標	基準値	R2目標値	R5目標値
「子どもの権利」普及啓発に関する講座の実施回数	5回 (H26)	20回	20回

第2章 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- 1 母子保健・医療体制の充実
- 2 乳幼児期の教育・保育の充実
- 3 地域全体で子育てを支える環境づくり
- 4 ワーク・ライフ・バランスの推進

主な目標とする指標	基準値	R2目標値	R5目標値
乳幼児健診の受診率	97.6% (H26)	99.0%	100.0%

第3章 健やかで心豊かな育ちへの支援

- 1 乳幼児期の教育・保育と小学校教育の連携
- 2 学校教育の充実
- 3 次代を担う大人になるための教育
- 4 学校・家庭・地域の連携による地域の教育力の向上
- 5 子どもの活動機会の充実

主な目標とする指標	基準値	R2目標値	R5目標値
教育活動及び教育環境に対する満足度	3.2点 (H28)	3.2点	3.3点

第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援

- 1 障がいのある子どもなどへの支援の充実
- 2 ひとり親家庭などへの支援の充実
- 3 児童虐待防止に向けた支援の充実
- 4 子どもの貧困対策の推進
(青森市子どもの貧困対策推進計画として位置付ける)
- 5 様々な環境にある子どもや家庭への支援

主な目標とする指標	基準値	R2目標値	R5目標値
母子・父子自立支援員による相談件数	1,729件 (H26)	2,087件	2,087件

第5章 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

- 1 子どもの安全安心の確保
- 2 子育てを支援する生活環境の充実

主な目標とする指標	基準値	R2目標値	R5目標値
児童遊園の箇所数	37箇所 (H29)	37箇所	37箇所

